

座談会 続・司法記者は語る



弁護士として仕事をしていますと、メディアからの問合せや取材を受けることがありますし、弁護士のコメントや見解が紙面に載ったり、番組で放送されたりすることも多くなっているように感じます。

LIBRA では、2012 年 9 月号特集で「座談会 司法記者は語る」を掲載しましたが、今回新たに、新聞社、通信社に加えてテレビ局の記者にも参加いただき、その「続編」を企画しました。何がニュースになるのか、内容のバランスをどう保つのか、さらには、インターネット配信の活用、ビジュアル面の重要性など、具体的かつ掘り下げた取材現場のお話を聞くことができました。我々弁護士が問合せや取材に対応する場合、また、弁護士から情報発信をしたい場合に役立つ種々のヒントをいただいたように思います。
(上村 剛)

日 時：2015年6月23日(火)

場 所：弁護士会館 6階来賓室

出席者 *敬称略

司法記者

朝日新聞社	千葉 雄高
毎日新聞社	和田 武士
読売新聞社	小泉 朋子
日本放送協会	中島 俊樹
共同通信社	橋本 地郎

東京弁護士会

副会長	湊 信明 (50 期)
広報委員会委員長	中島美砂子 (49 期)
LIBRA 副編集長	難波 知子 (61 期)
LIBRA 編集委員	佐藤 光子 (52 期)
LIBRA 編集委員	伊藤 敬史 (56 期)
広報室嘱託	西川 達也 (61 期)
理事者付嘱託 (司会)	上村 剛 (61 期)

1 自己紹介・経歴等

司会：まず皆様のご経歴と自己紹介をいただきたいと思います。

千葉：朝日新聞の千葉です。私は2003年に入社しまして鳥取支局や兵庫県の阪神支局など地方を回った後、大阪本社で生活面の担当をしておりました。実は司法分野の取材経験はほとんどなくて、本格的に司法関係に携わったのは去年の4月からです。司法記者クラブでは、主に民事を担当しています。

和田：毎日新聞の和田と申します。私は2000年4月に入社しました。この春で16年目になります。最初は山口県の下関支局に赴任しまして、そこで6年間、サツ回り（警察担当）や高校野球の取材、いわゆる街ネタなどの取材を担当していました。7年目のときに九州の西部本社報道部に異動しまして、3年間ほど専従で警察担当をやっていました。その翌年の2009年、ちょうど裁判員制度が始まる年に裁判担当を1年間やって、その後、今の東京本社社会部に移ってきました。4年間、司法記者クラブで裁判を担当して、昨年春から法務省担当をしています。

小泉：読売新聞の小泉と申します。私は2003年入社で初任が金沢支局でした。今、朝ドラでもやっている能登にも赴任しまして、石川県内で5年間過ごし、その後、東京本社に来て、紙面のレイアウトや見出しを付ける部署に8か月ぐらいいて、その後は社会部に配属されました。社会部では厚生労働省担当を3年やり、そのときに医療の訴訟にかかわる機会がありましたが、本格的に司法にかかわるようになったのは、2013年9月に司法記者クラブに配属になってからです。地裁の刑事、民事を担当し、今は最高裁を担当しています。

中島（俊）：NHKの中島と申します。私は中途入社として、2001年に出身地である福島県の地方新聞・福島民報社に入社しました。そこで8年間、主に事件と司法を担当しまして、例えば大野病院の産婦人科医が一審で無罪になった事件を担当したり、福島県知事が逮捕された事件なども担当したりしました。そして2009年にNHKに入局しまして、初任地の山形放送局で、2011年の東日本大震災を経験し、その後、希望して宮城県の石巻市にある石巻報道室に赴任しまして、被災地の現状を伝える報道に力を入れました。その後、仙台放送局にも勤務し東北の復興の課題を必死になって考えていました。

去年の夏に東京の司法記者クラブに配属されまして、現在、東京地裁と高裁の刑事、民事の裁判を担当しています。この1年間はオウム真理教の刑事裁判の取材に取り組んだほか、福島第一原子力発電所に関連する訴訟や千葉県浦安市の震災による液状化被害の賠償訴訟など、さまざまな裁判を取材しています。

橋本：共同通信の橋本です。私は2003年の4月入社でして、初任が京都支局、それから四国の愛媛の松山支局に、それぞれ3年ずつ、その後横浜支局に2年いて、震災があった直後に本社社会部に異動しました。本社社会部では5年目になるのですが、検察担当と法務省担当を1年ずつ、消費者庁担当を2年やりまして、今年の春から裁判所担当にまた戻ってきて、今は地裁の民事裁判を担当しています。印象に残る事件として、松山支局にいたときに腎臓の臓器売買事件と、それから派生した、病気の腎臓をはたして移植していいのかという問題を取材しまして、かなり鍛えられました。

千葉：印象に残った事件ということでは、私が2006

年に兵庫県の阪神支局に赴任する1年前に、JR福知山線の脱線事故がありまして、その被害者のご遺族の取材をずっと長いことやっていました。東京に転任してくる直前まで7年間、ずっと被害者の方といろいろなお話をさせていただいて、被害者の方々がどのように関わっていくのかを取材していました。新聞記者の世界は頻繁に担当が変わるので、7年間も同じことができるというのはあまりないんですが、それが非常に印象に残っています。

東京に来てから、最近、銀座のクラブのママが行った「枕営業」が不法行為にならないとした判決の記事を書きまして、判決から1年ぐらいたって書いた短い記事があんなに反響があるとは思っていませんでした。

和田：印象に残る事件ということでは、多くの記者がたぶん同じだと思うんですけど、大体はつらい思い出か嫌な記憶しかないんです。福岡にいたときに暴力団抗争があって、どれだけ撃たれるんだというぐらいい、年間2けた単位で人が殺されていってとにかく大変でした。当たり前ですが、休みの日や深夜、未明にかかわらず事件は起きるんですよ。「またか」という感じで引っ張り回されたという思い出があります。

小泉：私はやっぱり東日本大震災です。そのときは厚生労働省の担当だったんですが、現地の記者だけでは足りないので社会部からも応援に行って、私も何回か行きました。そのときに厚生労働省担当ということで、震災で孤児になってしまったお子さんたちの取材や、医療従事者の方が限られた資材の中で、どのように医療活動をしているのかといった取材をしました。そのときに、津波で8人家族のうち7人が亡くなってしまって1人残された高校生の女の子や、家も流されてしまっているのに、遺体の身元確認



朝日新聞社
千葉 雄高氏

のために歯形の照合をずっと続けてらっしゃる医師など、いろいろな方を取材させていただいて、いろいろな意味で一番印象に残っています。

2 司法に関する取材を担当することになったきっかけ

司会：司法担当、法務省担当はご自身で希望されたのでしょうか。

和田：そうですね「やらせてほしい」と。

中島(俊)：司法に関しては前の会社での経歴があったほか、希望もしていましたので、そうした部分も考慮されて配属されたと思います。

橋本：私も裁判を希望してきました。もともと裁判所取材が好きだということか、性に合うなというものもありました。人によって考え方は違うと思いますが、社会部でいうと警察取材と、司法取材が、もちろんほかにもいろいろな省庁の取材があるんですけど、2つ大きな潮流になっています。警察取材というのは、事件が起きました、事故が起きましたという世界ですけども、司法は、特に裁判は、ある程度落ち着いて、予定を見ながら自分のペースで取材を進めることができます。また、特に民事裁判では、ありとあらゆる問題の最終的な解決の場という、そういう側面もあるなと思っていたので、取材してみたいなと思っていましたね。

千葉：私は特段、希望していないと言ったら問題かもしれませんが(笑)、漠然としたあこがれはあって、ただ、これまでほとんど経験がなかったもので、まさか来ることになるとは思っていませんでした。どちらかというと文化的な部などを志望してきました。ただ鳥取支局のときに、すごく印象に残っている裁判があって、交通事故に関係するものでしたが、本



毎日新聞社
和田 武士 氏

当に日常誰もが出会うものが裁判になって、それがかなり社会的な意味を持つということを経験したことはあったので、異動が決まったときには、よかったなと思っていました。

司会：実際に来られて、いかがですか。

千葉：さっき橋本さんがおっしゃったとおり、本当にいろいろなことが、特に民事は、いろいろなものが寄せ集まってくるところがあります。まだきちんと我々が拾ってアウトプットしきれていない部分もあると思うのですが、やっぱり来てみてよかったなと思っています。

小泉：私は希望はしたことがなくて、厚生労働省担当のときに一緒に取材していた先輩がみな司法記者クラブの出身で、その先輩たちの姿をみて面白そうだなと思うようになりました。ちょうど誘っていたこともあって、クラブに来ることになりました。裁判というと傍聴して記事を書くことしかイメージしていなかったのですが、実際にやってみて、それ以外にも、例えばオウム真理教の事件のときは、ちょうどその年は事件から20年というタイミングもあり、遺族の方とか死刑囚の家族の方とか、いろいろな人に取材する機会があって、本当に来てよかったなと思っています。

3 ニュースの扱いはどう決まるのか、インターネット配信の活用は

司会：普段の勤務では、どのような過ごし方をされているのでしょうか。

千葉：担当によってかなり違いますが、司法記者クラブは、おそらく記者の中ではかなりスケジュールが立ちやすいと思います。朝8時に来ても裁判をやっているわけじゃないので、だいたい裁判が始まる10

時前ぐらいに来て、その日にある裁判をチェックします。ただ、裁判取材は、その日あった判決は翌日の新聞に載せなければならないので、原稿を書くことに使える時間は結構短いです。夜は、裁判をやっているわけではないので、そんなに夜遅くまで取材というのはあまりないですね。

事件系の記者クラブだと、それぞれ「夜討ち朝駆け」で取材するなど、担当によって勤務はかなり違います。私が前にいた生活文化部は、記者クラブも持っていないし、そもそもルーティンとしてやらなければならない仕事がないので、自分で何かを見つけていって、とにかく人に会いに行き、というようなことをやっていると、会社にも全然行かなくて、直接取材先に行き直接帰るといった生活になります。

司会：その日にどのような裁判があるのかは、どうやってチェックするのですか。

千葉：裁判所の期日簿でチェックしています。

司会：記事を書くかどうかはどのように決まるのでしょうか。

和田：ものによりけりではありますが、例えばその日、予定していなくて、こういうことが起きました、こんな発表がありました、というときは、その日のデスクとか担当デスクに電話するなどして「原稿を出します」あるいは「出しません」と伝えます。あらかじめ見通しが立っているような、例えば裁判ですと、大きな判決があるというようなことであれば、どういう紙面を作るのか、キャップやデスクと相談して練っていきます。

司法記者クラブは、クラブのキャップと相談して決めていくようなイメージですね。法務省の記者クラブは私1人だけなので、主に担当デスクと電話で相談するという感じです。

読売新聞社
小泉 朋子氏

中島(俊)：新聞とテレビの違いでいうと、新聞のときは重要な記事があると、朝刊の紙面ができるのをチェックしなければならないので、夜の10時、11時までは絶対残らないとなります。しかしテレビの場合は、テレビ局によって違うと思いますが、例えば夜7時のニュースで放送する場合、夜7時までがすごく忙しくなるというように、放送する時間帯によって忙しさがかなり変わります。もちろん、非常に大きなニュースがあった場合は、朝から晩までニュースをやるのでずっと忙しくなってしまうのですが。

小泉：新聞の場合は、最初の締切りはとりあえずあるので、それに向けて原稿にします。ただ各「版」によって締切りが分かれていますので、その間にブラッシュアップしていったりもします。本当は最初の締切りで完璧になるのがいいのですが、なかなかそうもいかないで、だんだん見直して最終形にするということもありますね。

司会：ニュースの大きさという話が出ましたが、実際にどれぐらいの扱いになるのかは、どのように決まっていくものなのでしょうか。

和田：ある程度、担当の記者が、これはこれぐらいの扱いですとか、これは1面の話ですとか、社会面で、ベタ記事でというのは言いますが、それが社内で議論を重ねていくにつれ、「それはもっと大きく扱った方がいいんじゃないか」とか、「これはやっぱり1面に持ってこよう」ということになると、最初の自分のイメージとは全く違うものになったりすることもありますね。

千葉：こっちはこれぐらいどーんと出そうとしていたのに、同じ日にまた別の部から同じような大きなニュースが入ってきて、結構どっちをどうするか、せめぎ合いもあることはありますね。

和田：いろいろですね、生ものですよ。

湊：そういうときは泣く泣くせっかく書いた文章を消すんですか。

和田：原稿が削られていくんです。「あれ？」という感じのこともあります。「ここは削ってほしくなかった」というのがあっても、削る権限というのは別の部署にあるので、きちんとした理由がないとなかなか文句は言えません。

湊：大げんかになったりもするんですか。

和田：昔は激しかったようですね。ただ、今でも激しい議論になることはしょっちゅうあります。1面なんかは争いになったりすることもあるので。

西川：今、インターネットでリアルタイムで記事を見ることも多いんですけど、そういう記事は新聞の締切りとは関係なく、インターネットに出すからということで取材することはあるのでしょうか。

和田：まず1報がほしいというのは言われます。「早めに出してくれ」と。

西川：よく、3行ぐらいでニュースが出て、その後、詳しいものが出たりしますね。締切り感覚が変わるというようなことはあるのでしょうか。

橋本：私は通信社なので、通信社はもともと夕刊、朝刊というよりはオンタイムに反応することを求められます。インターネットが普及したから変わったかという、それほど変わったとは思わないんですが、インターネットはページビュー（サイトへのアクセスの数）を上げなければいけないので、どうやったらページビューが上がるのかということがあります。うちの会社は、面白い動画を載せようという方針があって、地方にいたときにビデオを配布されて、それまでは撮ったことがないんですが、動物園に行くなら、ついでに何か撮ってこいと言われたときは面食らいました。



日本放送協会
中島 俊樹 氏

司会：通信社の場合は新聞社とは異なる仕事の流れになるのでしょうか。

橋本：新聞社とほぼ同じ動き方をしているんです。通信社の場合は、締切りという感覚が新聞社ほど強くないので、原稿が夕方6時、7時に完成してしまったら、もうそれでお役御免で、深夜まで残る必要はないところはあるがたいと思います。

司会：テレビの場合は、放送の中での扱いはどうのようになっているのでしょうか。

中島(俊)：基本的に同じですね。まず最初に声を上げるのが我々、取材する記者です。そして、我々が伝える情報を受けて、だれがどのように扱いを決めるかというのは、テレビ局によってそれぞれ違うと思います。しかし、必ずどの局でも行っているといえるのは、議論があるということです。複数の人による議論があって、それによってニュースが放送されているということです。また、ニュースの扱いの大きさはその日その日で相対的に判断せざるを得ません。その日に起きたニュースの数や内容によって、扱い方が全然違うこともあります。だからトップニュースが昨日と今日で全然面白さが違うということもあるわけで、例えば土日にニュースの数が少なくなったりすると、相対的に大きな扱いになることがあります。また、もともとトップニュースで予定していた自分のニュースが、急に入ってきたニュースによって半分以下の扱いになることもあります。そういうつらさがあります。ただ最近はその解決する手段としてインターネットがあります。インターネットはお伝えするニュースの数や分量の「上限」がほぼないので、これまで決められた枠内で出していたニュースと違って十分に書くことができるメリットがあります。

司会：先ほどからインターネットの話が出ていますが、

インターネットの記事配信と、伝統的な紙面やテレビと、比重が変わってきているということはあるのでしょうか。

和田：基本的に、取材して原稿を書くという作業は同じなんですけど、これは早くネットに出した方がいいのかというのは、ニュース価値を考えると1つの目安にはなりました。新聞紙面では小さな扱いだけど、ネットに載せたらすぐアクセスされるだろうなというようなニュースってあるんですね。例えば僕は経験があるんですけど、某アイドルグループの運営会社が週刊誌を訴えたというのは、新聞記事だと扱いが大きくないのですが、これは絶対に読まれるよねということで、早く書いて早くネットに上げました。そういう価値判断の仕方が少し変わったかなというか、目安が1つ増えたような感じです。

司会：ネットのニュースも、新聞のニュースも、出す出さないは別途判断されるんですね。

和田：そうですね。ネットに出さない方がいいというニュースもやっぱりあります。

伊藤：例えばどういう事件がネットに出さない方がいいんですか。

和田：これはどこの会社も一緒だと思うんですけど、特ダネだと朝刊が出るまで止めておいてネットには出しません。前の晩の10時とかに出ちゃったら、すぐ追い掛けて取材することが可能なので。

千葉：まだまだ紙の締切りに合わせて動いていて、特ダネだとまさにそうですね。夜10時とかにネットに出してしまっただけで、他社に追い掛けられて、翌朝の朝刊が同じになると、せっかく特ダネを書いた意味がないので。

和田：根底には紙の方を優先しているところがあるのかなという気はしていますけど。

千葉：おっしゃるように、ネットでは読まれるだろうな

ということで、最近すごく意識するようになったのは、芸能人の裁判や離婚のように、昔はほとんど紙面に載せていなかったものまで、ネットだけでいいから出してくれと言われたりすることもあるんです。

司会：ネット記事も重要になりつつあるという感じがすね。

橋本：かなり各社、悩んでいるんじゃないですか。

湊：ネットだけでもいいから取材してくれ、あるいは載せてくれと言われた場合には、それは応じることはあるのでしょうか。

千葉：あります。ただ、すごく深く何日もかけて取材しなければいけないようなものをネットだけに出すということはないです。そうではなく、例えば、まさに判決が出たとか、誰々が提訴したという短い記事で、紙面ではちょっと載るか、載っても扱いが大きくないが、ネットに出せばかなりページビューが増えるような記事は出します。記事にするかしないかの判断のときに、プラスワンポイントというか、ネットという選択肢があるということです。

湊：私たち弁護士が、インパクトが欲しいと思って取材をお願いすると来てくれることもあり得るわけですか。

千葉：そうですね。でも、本当にインパクトがあるものだったら、きちんと紙にも載せるので、どちらかというと今までスポーツ紙などがやっていたことをネットに出すという感じですかね。

伊藤：ソーシャルメディアでどのように拡散していくかといったことは意識しますか。

和田：各社で今、「Twitter」をやっていますよね。

千葉：各社ネットの記事を出すと、「Twitter」で引用されて、つぶやいている人たちの書き込みが出るので、お恥ずかしながら自分の記事がどう読まれているかなんていうのは見ちゃいますけどね。



共同通信社
橋本 地郎氏

4 取材現場の実際

司会：取材する場合、具体的にどのようなことをするのでしょ

小泉：裁判の場合は、刑事裁判でしたら被告人の弁護人に聞いたり、民事だったら双方の代理人に状況を聞いたり、あとは被害者の方にお話を聞いたりします。大きな裁判の場合には、判決日の前に、こんな判決で、こういう論点の裁判の判決が出ますという前触れの記事を書いて、その後、当日の記事という2段構えになることが多いので、そのための材料を集めたりします。例えばオウム真理教の事件でしたら、それをずっとウオッチしてきたような方にもお話を聞いてみたりします。本当にいろいろな方に話を聞いて、当日に備えます。

司会：弁護人や代理人からは比較的すぐ情報が入ってきますか。

小泉：弁護士に求められる姿勢ということで、ぜひ申し上げたいことがあります。刑事事件の弁護人を知るために、裁判所に弁護人を教えてくださいとお願いすることもあります。依頼があると、裁判所から弁護人に名前を伝えても良いか、聞かれるそうです。以前、私の先輩たちの時代には、名前を言うのは嫌だという弁護士はほとんどいなかったそうなんですけど、今は嫌だという弁護士が多くなっています。そうになると、被害者側の方が多く情報を出すような場合ですと、被告人の情報がほとんどない中で、被害者の情報だけがたくさん出て、情報がアンバランスになってしまうことがありました。被告人の情報も少しでも出した方がバランスが取れたんじゃないかなと思ったので、いろいろな考え方はあるとは思いますが、話したことを全部書くというわけではないので、もう少し私たちを信頼していただくと助か

副会長
湊 信明

ります。

佐藤：医療事故関係の事件などでも、刑事事件と同じような情報のアンバランスということがあるのでしょ

小泉：私の経験ですと、被害者側に代理人の弁護士が付いている場合には、被害者側の情報は結構入ってくるんですけども、病院側はやはりなかなか対応しなくて、会見を1回開いて終わりというケースも多いかなと思います。

佐藤：そういうケースも病院側の弁護士が少し話してくれた方がいいのにとと思われることが多かったです

小泉：後々裁判になるとか、まだ判決前だとか、いろいろなことを思っ

中島(俊)：医療裁判で、提訴するのは患者やそのご遺族の方で、場合によっては取材してほしいという思いを強く持つ方もいるので、提訴のときは訴える側の主張が詳しく報道されがちだと思います。もちろん、訴えられる側のコメントも取ろうとしているのですが、「訴状をまだ見てないので何もコメントできません」という回答が多いので、提訴のときの原稿はやはり訴える側の主張が中心になってしま

うことになる、やはり第1回期日のときにちゃんと取り上げたいとは思っています。しかし、第1回

期日のときに病院側の方々が我々にどのように接してくれるかというのはまちまちで、詳しく説明してもらえないケースというのは、正直に言うとあまりありません。訴訟におけるいろいろな論理構成を組み立てる段階なので難しいかもしれないのですが、争う姿勢だけを見せて、詳しい内容はおって主張する、というケースを多く目にしてきました。

そうになると、被告側がその後に詳しい主張が出たとしても、なかなかニュースにする機会がないのが実情です。判決はきちんと追い掛けて取材しますが、それまでの長い間、視聴者の印象がどうなっているのかという疑問は残ります。原告と被告の双方の主張を公平に伝えることは今でも課題だと思っています。

湊：ちゃんと取り上げてもらいたかったら、第1回期日のときに請求の原因に対する答弁もしっかりしたものを出して、取材に対応できる態勢で臨んだ方がいいということですね。

中島(俊)：第1回期日を待たずに、ですね。

湊：待たずに、ですか。

中島(俊)：裁判取材では事前取材の重要性が非常に大きいのです。その日に重要な裁判に気付いてニュースにしても、なかなかしっかりとニュースにならないので、判決や弁論の日までにしっかりと裁判資料を読み込むようにしています。事前に予定の原稿なども書いておくことがあるので、事前に主張が固まっていれば、第1回期日を待たずして取材させてほしいと思いますね。

湊：それは各社に事前に連絡しておくのでしょうか。

中島(俊)：それは、考え次第でいいと思います。すでに各社ニュースが出ているのであれば、そのニュースを出したところには伝えた方がよいでしょう。記者クラブに連絡するのもいいですし、それは考え方



広報委員会委員長
中島 美砂子

次第でよいと思いますが、せめて、要請があったら協力してほしいとは思っています。

5 実名か匿名か、記事内容の 事前チェックはできるか

西川：昨今はネットでたたかれるというようなこともありますので、取材には協力するけれども、名前を出さないでほしいというのは、対応していただけるものでしょうか。

橋本：弁護人や代理人の場合、基本的には名前は出さないですね。

中島(俊)：「皆さんのご意向を踏まえてこちらで判断します」と言うかもしれないですね。結果的に出さないケースももちろんありますが。

和田：伏せてほしいという要望に対してはかなり応えている方なのかなと。ただ例えば、逮捕された容疑者や起訴された被告人の名前は伏せてほしいというのはさすがにできませんが。ただ、そういう場合でも伏せてほしいと要望があれば、理由によっては「ちょっと検討します」ということにはなると思います。

橋本：名前を出すときは、名前を出しますけどいいですかというのは聞きますね。

湊：取材を受けて、さっきのはちょっと言い過ぎでしたというようなことを取り上げてもらえるものでしょうか。

中島(俊)：基本的にはそういったことにならないように十分注意して会見に臨んでほしいというのが一番です。しかし、記者会見で仮にそういった場合がありましたら、即座に会見を仕切った幹事社に連絡する必要があると思います。

和田：ただ、記者会見では、司法記者クラブに加入している会社だけではなくて、いろいろなメディア

がありますよね。取材を終えたらすぐに帰ってしまうことが多いので、後になって、例えば1時間後、2時間後に、幹事社宛てに、ちょっとここは違いましたと言っても、そうしたメディアまで伝わっていくかというところ、そこは保証できないところがありますから、記者会見では気を付けていただきたいというところがあります。個別の取材だと「この間、ああは言ったけど、もうちょっと考えたら、ちょっと言い過ぎちゃったから」というのはよくあることなんですけど、記者会見というのはちょっと特別なという気がします。

難波：コメントを求められる取材で言い過ぎたかなと思った場合、時間が間に合えば直してもらえるのでしょうか。

和田：ちょっとそれは待ってください、というような内容でなければ、結構対応します。

難波：「そう言ったでしょう」というように言われて要望を聞いてもらえないようなことはあるのでしょうか。

和田：それはいいです。取材しているときに言い過ぎているなど思うときもあるわけですよ。そういうときは「本当にいいんですか」と念押しすることもあります。

司会：事前に原稿をチェックさせてほしいとか、あるいは映像を見せてほしいとか、そういったような話もあったりするのではないかと思います。そのような場合はどのような対応になるのでしょうか。

和田：基本的に原稿を事前にチェックしてもらうというのはないですね。インタビューとかは別なんですけど、原則としてやりません。ただ、ある人のコメントを採用させてもらうときに、例えば1時間その人の話を聞いて5行だけ使うという場合に、本当にこういう削り方でいいのかと確認をさせてもらうこと



広報室嘱託
西川 達也

はあります。

中島(俊)：まず、放送前のビデオを見せてほしいというのはNGですね。やはり報道の独立性を保つためには、それは絶対してはいけないと思っています。あと、言い間違いについては、そうですね。ニュースの放送5分前に気付いたといっても、物理的に相当難しいものがあるかもしれません。極力頑張りますが。

中島(美)：結局、原稿や映像のチェックもできない、ということだと、取材を受ける方としてはかなり慎重に対応させていただくしかないと思いますので、事前に準備したり、記者の方々と「対峙」しなければいけなくなるのかなという気はしますね。

中島(俊)：放送直前まで、「あの言葉ってこういう意味でいいんですか」など、本当に危険、微妙なものがあったら本当に細かくやります。放送5分前までやることはよくあります。

和田：例えば記者会見をして、その映像がテレビニュースで流れますよね。でも、自分はそう言ったんじゃないということの後からおっしゃって、ちょっと文章を書き換えたいんですけど、とデスクに言ったら、でもテレビではああいうふうに言っているじゃないかと言われてしまうこともあり得るわけですね。

佐藤：個別の取材のときはかなりやりとりをするんですか。

中島(俊)：自分の経験で、これはちゃんと確認しなければいけないというものはとにかく細かく確認するようにします。おっしゃるとおり、取材した相手の不安を解消する意味もありますね。

司会：名前を出す出さないという話が出ていますけど、なぜ実名というのが必要なのかマスコミの方々の立場からすると、どういうスタンスで報道しているのかというところをお聞きしておきたいと思うんですが。

千葉：事実関係として、こういう人が存在していて、その人がこういうことを言っているというのは、大きな捉え方では歴史の記録でもありますし、具体的にあればあるほどいいわけですね。ただその中で、例えば犯罪被害者の方の名前はこの場合は伏せた方がいいだろうとか、そういう形で伏せることを選んでいくわけで、その辺の感覚は完全に理解していただくのは難しいのかもしれない。

基本的にはすべて実名というのが原則としてあって、今書こうとしている物事が現実起きていて、それをきちんと記録しているのが我々の仕事なんだという意識があります。その中で、さすがにこれは出すのはまずいと、例えば性犯罪の被害者の方の名前を出すかどうかとか、そのようなことで匿名にするケースを選んでいくというのが我々の考え方です。

司会：通信社の場合は、記事の配信の段階と、それから実際に配信された記事が今度また次の段階に行く際に、匿名、実名が入れ替わったりすることはあるのでしょうか。

橋本：配信記事だと紙面に載るということなんですけれども、そこが変わることはないですね。うちが匿名だったら匿名だし、うちが実名を出したのが匿名になることはないです。

司会：テレビの場合というのは映像があるので、たとえば名前は出さなくても顔が出たりということがあって、なかなか難しいところがあると思うんですけど、そのあたりはどのように注意されているんですか。

中島(俊)：テレビも実名報道が原則だと思っています。その理由は、実名であるという事実が、このニュースは本当に起きたことですよ、真実ですよということを担保する理由になると思うのです。例えば、「どこかの男性がどこかの男性を殴った」というより、「どこどこに住む誰々さんが」と言った方が、

この報道はよく確認しているんだと、信用してもらえ
る担保になると思うので、やはりそれは大事にし
ていきたいなと思っています。

その一方で、今、インターネットがこれだけ広が
っている世の中で、名前を出すというのはプライバ
シーの問題もあるので常に慎重に判断しなければなら
ないことは自覚しています。ニュースとしての原則と、
プライバシーの兼ね合いをいつも考えている
状況です。また、名前を出すかどうかだけではなく、
テレビの場合、顔を映しながら答えてくれるかどう
かという壁が1つあって、その理解を得ることが非
常に難しいと感じています。事件報道であれ、被災
地の報道であれ、よくそういう場面に遭遇しますが、
少なくとも納得が得られないまま撮影することはせ
ず、ちゃんと顔を出して伝えることに意味があるとい
う説明を尽くすということは自分なりに心掛けて
います。

6 守秘義務とどう向き合うか

司会：我々弁護士の場合は常に守秘義務という言葉
が気になってくると思うんですけど、そのような観
点から何か工夫されていることはありますか。

和田：話しにくいことをどう話してもらおうかというこ
とだと思うんですけど。人間関係、というと安っぽい
かもしれないんですが、取材って一期一会の取材と
いうのもたくさんあります。一定の期間続いていて、
その中で人間関係ができていって、先方もこっちを
信用してくれているなど、こっちもこの人の言っ
ていることは正しいというか、うそはついてないなとい
うのがわかる関係ができてくると、多少ぎりぎりの
話になったとしても、そこはもう自分の中で留めお
いておくということはあり得るんですよね。



LIBRA 編集委員
伊藤 敬史

だから、結果として表に出ないかどうか、相手が
信頼できるかどうか、記者が信頼できるかどうかと
いうことなんじゃないかなと思っているんですけど、
なかなかそこは難しいですね。

司会：弁護士としては、依頼者なり被告人なりに確
認してから言うというのが厳密なプロセスだと思う
んですけど、取材の時間の制約でそこまで弁護士が
やれないというときもあると思うんです。そういうと
きに、どのように工夫してやっているのかというの
は、いつも気になるころではあります。

千葉：ストレートな答えじゃないかもしれませんが、
我々は基本的には情報が来れば来るほどありがたい
部分はあるので、他方の当事者はすごくいろいろな
情報を出してくるときに、こちらの当事者が一切守
秘義務を理由にお話しにならないとすると、「向こ
うの言い分ばかりが出ちゃいますよ」といった持ち
かけ方はしますよね。

ただ、我々の希望、考え方としては、最初から全
部シャットアウトされてしまうとどうしようもないの
です。そうすると、例えば、当事者ではない、弁護
士ではないところから出た情報が新聞に出てしまっ
たりということもあるので、できれば完全にシャット
アウトするのではなくて、一応パイプを保った上で、
それは出さないでほしいとか、そこまで出されると
困るとか、一応バックグラウンドの情報として申し
上げるけど書かれてもらっては困るといったコミュニ
ケーションを取らせてもらいたいという思いが強い
です。

最初からシャットアウトしてしまうと、一方の言
い分ばかり、あるいは別のところから出てきた真偽
の怪しい情報にも飛び付かざるを得ない。やっぱり
当事者にお話を聞くというのが一番重要なんですけ
ど、そこがまったくシャットアウトというのが一番

LIBRA 編集委員
佐藤 光子

困ります。

小泉：本当にそうですね。伺ったことをすぐにそのまま記事にすることではなくて、一部分だけ切り取ってという形になるので、弁護士の先生方が守秘義務などいろいろある中で話してくださっているというのを私たちはよく分かっていますから、それでご迷惑を掛けるような形というのはなるべく避けようという気持ちでいつも取材しているつもりです。

本当にシャットアウトされてしまうと、違う情報ソースから、その情報を取りたいという意識がどうしても働きます。やっぱり被告人なり当事者のことを一番ご存じなのは弁護士の先生だと思いますから、その方の利益を守るためにも、一定程度きちんと私たちに対応していただくことで、お互いプラスになることも多いと思いますし、ここから先はオフレコといったことをその時点で言うていただければよいと思います。例えば、期日がどこまで進んだら話してもいいとか、段階的でもいいので、コミュニケーションを取りながら関係はつくらせていただきたいなと思います。

結果的に、それでもお話しいただけないことも多いのですが、記者はそういう形でいろいろやろうと試みるので、その過程でもし信頼していただけるのであれば、関係を続けていただければなと思います。

中島(美)：例えば、ある被害者の声の記事が出るとします。そうすると、その事件の弁護人が守秘義務に反しない限りで話したいと申し出るということはあるのですか。

千葉：今はないので、むしろあってほしいと思っていますね。そういう声掛けがあったらむしろ望ましいと思います。裁判員裁判のときは議論になりましたけど、今でもやっぱり事件報道はどっちかという捜査側、被害者側の方に偏っていて、被疑者側の

情報というのがなかなか出にくいので、むしろ被疑者段階から声を上げるべきだと思ったら、それは伝えてほしいなと思いますね。

和田：やっぱりおっしゃっていただいた方が、主張していただいた方がこちらとしてはありがたいです。バランスを取りながら取材はしているんですけど、やっぱり事件関係の記事は警察なり検察なり捜査当局の情報に軸足を置いて書いているところはどうしてもあると思うんですね。

刑事弁護をやっている弁護士の先生なんかからは、「何だ、当局のリークで書いているじゃないか」と言われるかもしれないんですけど、だったらぜひとも、ちょっとでも言い分を聞かせてほしいですね。それを期待しているところではあるんです。

中島(美)：弁護人も結構悩んでいると思うんですよ。守秘義務があるから、どこまで言ってよいのかと葛藤しているような気がします。

和田：「取材を受けられません」「言えません」とシャッターを下ろしてしまう方の理由の1つとしては、たぶんどこまで言ってもいいか分からないということもあると思います。どこまで言ってもいいか分からないから、じゃあ、もう全部言わないという方も結構いらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。

伊藤：おそらく刑事弁護がすごく難しいのは、ケースによって全然違うと思うんですけども、例えば被疑者、被告人の中で精神障害があるような方も少なからずいらっしゃるって、あるいは精神的に不安定だったりとかで、接見に行くたびに話がどんどん変わっていったりすることもありますから、その時々段階でどこまで情報を出していいんだろうとか、被疑者、被告人との信頼関係を弁護人としてどうやって築いていくかというのは結構手探りだったりする中で、どこまでオープンにできるのかという難

しさがあるんだと思うんですね。

だから記者の皆さんとの間で本当に個人的に信頼関係ができて、ここまでは話すけど、これは記事にしないでくださいというのが本当に信頼関係の中で話せれば、オープンにできることもあるのかなという気もするんですけど。

和田：ただ、すべての事件においてそうできればいいのですけど、それはむしろ少ない方ですものね。

伊藤：記者の皆さんもお忙しいでしょうし、なかなかそこまでコミュニケーションに時間を取れるということも少ないのかなという気はするんですね。

難波：取材のしやすさに関して、例えば被害者の方が女性だったときに、女性の記者さんの方が取材をしやすいつか、そういうことはあるのでしょうか。弁護士の場合は女性の弁護士が結構増えてきているので、女性の弁護士に頼みたいという依頼もあったりするんですけど。

小泉：性犯罪の被害者の方の場合は女性の記者が行くことが多いんじゃないかなと。事案によるとは思いますが、相手が本当に話しやすい状況をつくるということなので、男性でも全然構わないというふうにおっしゃる方だったら男性の記者が行っても大丈夫だと思います。

難波：例えばこちらの依頼者の方が女性で、女性の記者だったらちょっとお話ししたいというような場合は、その希望を聞いていただける可能性があるんですね。

小泉：それはそうですね。相手方から要望が出る場合も結構多いので、そうすると女性記者が行くということはします。

司会：いろいろな方の話を聞きたいというところの根底にあるのは、バランスということがあると思うんですが、他方で、和田さんがおっしゃったような「軸

足」、どこからどういう視点から書くかというのがあると思うんですね。記事を書くときは誰の目線で、どういうバランスを取って書いていくのかということについて、いつも考えていらっしゃることもあるんですか。

和田：いろいろな当事者がいて、それぞれ言っていることが違う場合で、何が本当か分からないようなときは、なるべく皆さんの言い分をとというのはありますね。

千葉：JR 福知山線脱線事故で、私はご遺族の話ばかり聞いていたので、私が書く記事は、そのご遺族がいつまでたっても悲しみが癒えないといったものでした。我々は、ああいう事故がもう起こらないように社会の皆さんで考えていただきたいという思いで記事を出すわけですけど、でもその視点ばかりでいいのかというのはやっぱりあるわけですね。

ご遺族がつらい苦しいというのは、それはもちろん事実ですが、JRの当時の社長が起訴されて、本当に刑事事件に問えるのか。ご遺族はもちろん有罪にしてほしいが、でもたぶん今の法制度で、有罪になるのは難しいんじゃないかという中で、「有罪にならないとおかしい」という声ばかりを取り上げると、ミスリードしてしまうということはやっぱり考えます。

私がバランスを取るというよりは、ほかの記者との協働の中で、私はご遺族の声を取るけどJR側の取材もきちんとしてもらって、法制度の取材もきちんとしてもらって、その3つを合わせて1本の記事にするということは考えています。

橋本：取材をする際に、この記事を読者が読んで面白いと思うかどうかというのを一番考えるので、私の場合はもうそこに尽きますかね。バランスというのも皆さんがおっしゃっているとおりだと思うんです

けれども、(警察など)当局取材に関しては、軸足が当局に寄っているじゃないかと言われるともうそのとおりとしか言えません。

7 求められるのは情報だけではない

司会：今日は新聞社の方、通信社の方、テレビ局の方に来ていただいていますけど、単に情報を取るというだけではなくて、そのメディア特性からこういうのが欲しいというような要素があればお話しいただきたいと思っています。

中島(俊)：司法記者クラブへ来て特に感じていることがあります。やはり裁判報道というのは、テレビにとっては非常にづらい分野だということです。まず、法廷を撮影することができない。やはりテレビは映像がないと注目してもらえないメディアだと思いますし、逆にいえば本当に面白い映像があれば、それだけ強く伝わるメディアなのですが、どうしても裁判報道って、文字情報が多くなってしまいます。

何度も何度も空っぽの法廷と裁判所の外観の映像の繰り返しになると、「伝えたい情報は大事なんだけど、何となく面白くないね」と言われてしまいます。このため、法廷以外の物を工夫して映像取材をすることが重要になります。その面で、弁護士さんに相談することが多いと思います。

例えば、わざわざ裁判所に入ってくるところから撮らせてもらうことも、我々にとっては必要な取材になります。そういうところをちょっと頭に置いておいてもらえると、我々の意図が分かるかもしれません。

「原告の方の話を聞きたい」とか、「生活ぶりを見たい」とか、わざわざ「自宅に行って撮れないか」とか、そういう相談をするのはすべて、裁判映像が

ないことに起因します。テレビを通して何か訴えたいことがあるときは、映像で何か訴えられるものがあるか、映像と音声で訴えられるようなものがないかということを頭に入れておいてもらえると、私たちとしてはとてもありがたいですね。

司会：いつも苦勞するところがありますか。

中島(俊)：ものすごく苦勞していますね。やはり裁判は何かしらのトラブルを抱えた人が来るところですので、喜んで取材に応じてくれる人はほとんどいません。取材をお願いしたときに多く言われるのは、「ニュースとして確かに重要なのは分かった、だからニュースにするのはいいよ、でも私はテレビに出たくない」という回答です。そうすると、やはり文字中心になってしまって、なかなか大きなニュースとして取り上げづらい。そこはやっぱり必死に説得して、「この原告が訴えました、というのをちゃんとテレビで伝えたいんです」と説明して、インタビューを取れるかどうかが我々の勝負だと思うんですね。その苦勞はいつもしています。

橋本：僕も10年ちょっとやっていますけど、ビジュアルというものに関する意識はたぶん高くなっていると思います。弁護士であるとか、専門の教授であるとかに聞いて、長めの記事を作ろうかといったときに、これはビジュアルがあるの、とよく聞かれるんですよ。分かりやすい、特徴をとらえた写真があれば一番いいですし、なかったら、表を作ってみたり、図やイラストを描いてみたりします

司会：新聞ではどうですか、写真が求められているとかそういったことはあるんでしょうか。

小泉：絶対写真がある方が扱いが大きくなりますね。

千葉：要は、一面字ばかり、というようなことだと、もうそれだけで読む気をなくすというのがあるので、特に記事が長くなればなるほど写真がほしいですね。



和田：最近、新聞の字ってますます大きくなっていて、ただでさえ情報量が少なくなっているのに、さらに原稿を削ってでも図を盛り込んだりします。写真もそうですけど、より一般読者の目を引くようなものを作らないとだめだという方向にはなっているとは思いますがね。法廷内の写真も撮ることはほとんどなくて、経験では最高裁大法廷の裁判ぐらいになると撮ることはあるんですけど、基本的には普通ないですね。

小泉：法廷スケッチとか。

和田：法廷スケッチとかはもちろんあるんですけど、空の法廷を開廷前に撮るとかというのはまずなくなったかなという気がしますね。

小泉：そういう意味では、顔は絶対嫌だとおっしゃる方でも、じゃあ、手元だけとか後ろからとか、何か協力していただけると、紙面として読んでもらえるようになるのでなるべく交渉はします。

司会：民事の裁判、特に経済関係の事件なんかだと、さらに画がないという話が出てきそうに思いますが、やはり刑事に比べると、そういうことが理由でニュースになりにくいといったことはあるんでしょうか。

橋本：経済の民事の難しい案件では、やっぱり図解は絶対求められますので、どこの銀行が債権者、債務者とか、そういう感じでイラストが求められると思いますね。

和田：むしろあまり写真の意味がないというか、同じスペースがあるんだったら図解を入れたいと思うことはありますね。

伊藤：逆に弁護士が、例えば記者レクなどでご説明を差し上げるときに図解とかを用意したら喜ばれたりしますか。

和田：そうですね。きちんとしたものであれば。都合の悪いことが捨象されていないかは僕らも気を付け

なければいけないんですけど、基本的にはありがたいですね。

司会：私の思い込みかもしれないですけど、弁護士って日ごろから硬い言葉を使う人が結構多いので、もうちょっと簡単な言葉で言ってほしいということはありませんか。

小泉：私は司法記者になったばかりのときに、高校生ぐらいの人がきちんと分かるように書いてくださいと言われました。判決を読んでそのまま記事を書こうと思えば書けるんですけど、判決のまま書くと、「瑕疵」とかいろいろ難しい用語が出てきて、そのまま書いたとして誰も読んでくれないということになると思うので、できるだけ自分の中で咀嚼して書くように気を付けています。例えば記者会見で、弁護士の先生が判決の意義について話してくださる機会があるとすれば、そのあたりを少し分かりやすく説明していただけると、伝わりやすくなるのではないかなと思いました。

中島(美)：法律用語って難しいと思うんですね。司法記者クラブに初めてお入りになると、なかなか難解な用語が多いと思うんです。法律や司法制度に関して、どのような勉強をされているのですか。

和田：テーマごとにそれに関連する本をあさってみたりとか、あとは弁護士さんのみならず裁判官、検事といった取材を通じて知り合った法律の専門家の方に「ちょっと教えてください」と聞いてみたりとか、その繰り返しだと思いますね。

千葉：やっぱり案件が目の前に来て慌てて勉強するという方が多いですね。

和田：その都度、その都度です。

中島(美)：そうすると、弁護士会で、例えば、トピックスになっている法律や司法制度について、記者の方々向けにレクチャーのような形式でコミュニケー

ションを持つことは必要でしょうか。

小泉：すごくありがたいと思います。

和田：あと、これは僕たちからのお願いというようなことにはなってしまいますが、弁護士の先生方が難しい言葉で説明されたときは、僕らがやっぱりそれを理解できるようにならなきゃいけないという努力をしなければいけないと思うんです。こういうことがあったんです。債権法の改正案が法制審でまとまったときに記事を書いたんですけど、ものすごくかみ砕いて書いたんです。すると、ある弁護士の方からメールを頂戴して、ここがちょっとおかしいとか、あそこがちょっとおかしいというご指摘があったのですが、でもそれは一般の、例えばお茶の間のおじいさん、おばあさんにも分かってもらえるよう書いているようなところがあるので、そこはちょっと理解してほしいなと思います。要するにかみ砕いて書くこと、素人の言葉にするとときに少しのずれが生まれるということに少し寛容でいてくれたらなという思いはあるんですけどね。

司会：かみ砕いて適切に伝えられているのかということとは、なかなか分からないですよ。

和田：専門家から見れば、厳密には違う意味になってしまうんですけど、そこは恐れずにやっていかないと誰も読んでくれなくなってしまうんですね。

司会：読んでもらうとか見てもらうという視点というのは、報道の基本ということなんでしょうか。

和田：昔以上にそうでしょうね。

8 メディアと弁護士会のつきあい方

司会：我々は1人の弁護士であると同時に弁護士会という団体にも所属しています。弁護士会という団体と、個々の弁護士を取材先としてどのように使い

分けていらっしゃるのかお聞きできればと思うんですが。

橋本：私は日弁連に電話をすることがあります。これに詳しい弁護士を教えてくださいというのは、もういつも日弁連にお願いしていますね。

佐藤：それはコメントを何か求めて、ということでしょうか。

橋本：日弁連としてのコメントというよりは、こういう案件があって、この法律の専門家に意見を聞きたいんだけど、誰に聞けばいいか分からないから教えてください、ということです。

湊：東京弁護士会の中にも数多くの委員会がありますし、弁護士も7,600人もいますので、そういうコメントを求めるんだったら東弁が一番充実した情報が得られて、一番早くアクセスできると思うんですよ。

東弁の方にも、取材依頼が来ることもたくさんあります。委員会が数多くありますから、この問題はこの委員会に詳しい弁護士がいるかなというようにあたりを付けて、広報課に聞いていただくなどして、どんどん関係を深めていっていただくと、こちらの対応も迅速になりますし、弁護士や弁護士会のことも詳しくなっていただけるのではないかと思います。

中島(美)：弁護士会では、例えば、電話での「110番」ですとか、あるいは法律相談センターで、もしこういうトラブルがあったら、弁護士が相談に応じますよということを伝える活動もやっているんですけれども、そういうPRについてご協力いただけるものなのでしょうか。新聞への掲載、あるいはテレビでの案内をしていただくことは可能でしょうか。

中島(俊)：全く無理というわけではないのですが、放送時間が限られている以上、難しいときもあります。ただ、その日の取材をするという可能性は当然あり

ます。今でも「何とか110番」という相談事業をニュースで取材していることはよくあって、それはぜひ教えていただけるとありがたいと思っています。

湊：私たちが事前にこれをやりますよと言ってもほとんど取り上げられないことがあるのですが、どうすれば取り上げてもらえるのでしょうか。

中島(俊)：話が戻ってしまいますけど、ニュースって相対的なものなので。その日のときの状況によると思います。

湊：テクニックのようなものがあるのかなと思ったので、どうでしょうか。

中島(俊)：土日の昼のニュースは少ないので、土日の午前中だと相対的にニュースになる可能性は高まるかもしれません。

湊：なるほど。

司会：新聞はどうか、そういうエアポケットのような時間帯はありますか。

和田：土日はやっぱりニュースが少ないですね。例えば弊社の場合ですと、平日だったら社会面が実質的に3ページありますが、日曜日に作って月曜日の朝出る新聞は社会面が2ページしかありません。ニュースが少ないんですよね。だから何かあると取り上げやすいところではあるかな。

伊藤：よく司法記者クラブにチラシを持って行って、そのまま置いてきてしまっていたりするんじゃないかなという気がするんですが、そういうものを記者クラブの皆さんは目にされることはありますか。

中島(俊)：もちろん記者クラブで配布されている資料は毎日チェックしています。

司会：その中で引っ掛かってくるのは、どういうものなんでしょうか。ちょっとでも興味を引くようなものというのとは。

中島(俊)：私の場合は最初の感覚が大きいですね。

訴状をまずは見て、これは面白そうだと思うかどうかで判断するようにしています。その感覚を鍛えるために得た自分の中の知識や、自分が普段持っている問題意識に引っ掛かるかどうか重要だと思います。

千葉：新聞もテレビも基本的に新しいものを取り上げるという特性があるので、例えば「110番」なんかでも、毎週、毎月何曜日にやっていますということだとおそらくほぼ載ることはないですけど、例えばここ数年で、ある相談がこんなに増えていて、それがきちんとデータになっていて、去年は何件だったのが今年は2倍になりました、それについて「110番」をやります、というようなことだと、まさに時代を反映しているというか、ニュースにもなります。あるいは、ニュースの最後に、これについて「110番」が何日にあります、というように告知するのは現実的にあり得るし、我々としてもやりやすいです。まさに時代を反映したものになるんじゃないかなという気はします。

司会：逆に、普段やっているようなことでも、何かほかの外部的な流れとかタイミングでクローズアップされるようなこともあるわけですか。例えば毎月ある「110番」のようなものでも、たまたま対象になっている事件がそのときすごく多いとか、あるいは件数が過去最大になったとか、そういうことで普段の活動が記事になったりということもあるわけですか。

千葉：その場合ですと、クローズアップされている問題の方に関心がいってしまう感じはしますけどね。

司会：中島さんから感覚というお話がありましたけど、ほかの皆さんは「引っ掛かる」ところはこういうところというのがありますか。

小泉：例えばマタハラとか。今、判決が出て、各企業



で取り組みが進んでいる中で、提訴も非常に多くな
ってきているので、きっと悩んでいる方も多いとこ
ろに「110番」と言われたら、やっぱり記事にする
かなという感じはします。その時々で問題になって
いることや、本当に悩んでいる方が多いというテー
マについては、私たちも感覚的にピンときて記事に
しようかなと思います。

中島(俊)：先日、川崎市の簡易宿泊所で複数の方が
亡くなる火災がありました。ああいう特徴的な施
設の火災があった次の日には、全国の消防署の方が
同じような施設の査察に行きます。こうした動きは
火災予防につながるもので、ほぼニュースになります
ね。そのように、日々のニュースにスピーディに反応
した動きはチェックすることが多いです。

和田：弁護士会から見ると、マスコミというとやっぱ
り司法記者クラブとか法曹記者クラブということに
なるんでしょうか。

司会：そこは逆に、私なんかは、窓口は1つではない
のではないかと感じたりもしているんですが。

和田：例えば川崎の火事のような事件だと、たぶん司
法記者クラブとか法曹記者クラブで扱っているテー
マとは少し違って来るんですね。あとは、政治部
っぽいテーマもあったりもして、ちょっとミスマッチ
が生じているのかなと思うことはあるんですね。

例えば「集団的自衛権の関係で勉強会をします」
と、日弁連からプレスセミナーのご案内をいただく
のですが、すごく大事なテーマだとは分かっている
でも、日々自分の担当の仕事にも追われているところ
があって、どうしてもちょっと足が遠のいてしま
うというがあるので、そのテーマごとに配布する
記者クラブを広げてみるというのでもいいかなと思
います。

司会：どの記者クラブに行けばいいのかというのは、

聞けば教えていただけるようなものではないですか。

和田：「どうですかね」と聞いてもらえたら、ざっくり
らんに、「あそこのクラブじゃないですか」ということ
はお伝えできると思うんですけどね。

司会：我々弁護士の側も出し方をもう少し選ばなけれ
ばいけないということですね。

千葉：我々も、これはうちがやるより、例えばマタハ
ラの話なんかだと、私が前にいた生活文化部が扱う
ようなテーマをずっと追いかけている記者なんかも
いるので、あの人に渡した方がいいだろうなと思う
ことがあります。余裕があるときはその記者に伝え
るんですけど、いろいろなところからいろいろなもの
が来ると、これは誰に、これは誰にとやっている、
それだけで自分の仕事が圧迫されてしまいます。そ
うなると、もういいやとなっちゃって、死蔵される
というか、塩漬けになっちゃうということはたぶん
あると思います。

送るだけではなくて、例えば、これはどこに送っ
たらいいでしょうか、というような一言があると、
お答えできることがあるんじゃないかなと思いますけ
れども。

9 おわりに

司会：そろそろ時間も迫ってまいりましたが、今日の
まとめということで、我々弁護士の方でもできるだけ
情報を出して行って、自分たちのことを知ってほし
いということもありますし、今後、皆さんともい
い関係を築けていけたらということもありますの
で、そのようなことを踏まえて、今日の感想を一言
ずつお伺いして終わりにしたいと思っております。

橋本：僕が一番印象に残ったのは、東京弁護士会が
弁護士の数も充実しているという湊先生のお話だっ

たので、今度からちょっと誰か詳しい人はいませんかというときは東弁の方をお願いするようにしますので、よろしくお願いします（笑）。

中島(俊)：このような場に呼んでいただきありがとうございます。しかも東京弁護士会の方々が「どんどん広報する」とおっしゃってくださるのは本当にありがたいと感じています。地方から来た身からすると、どうしても弁護士は敷居が高い印象がすごくあったのですが、東京に来てイメージが変わりました。皆さん、司法に関わる情報を積極的に教えてくださったり、忙しい中でも「誰々を紹介してくれ」という要望に応じてくださったりと、真摯に対応していただいていることは、本当にありがたいなと思っています。

弁護士は、法律家の中でも市民に一番身近な存在です。私自身、これからご指導いただきたいと思っていますし、何か要望等がありましたらいつでもおっしゃってください。

小泉：守秘義務がある中で取材に応じるとき、会見のときにどんなところが心配なのかということについて、分かっているようで、はっきり伺ったことがなかったもので、私もすごく勉強になりました。今後、取材をする上で弁護士の先生たちは、そういうことを考えながら話してくださっているんだというのをよく踏まえて取材をしたいなと思いました。

それから、何回もお話に出ていましたけど、今の実情に即したプレスセミナーですとか、そういう役割分担みたいなのところがはっきりすると、私たちも取材しやすくなるなというところもありますので、またぜひお付き合いを続けていきたいと思います。

和田：僕らの仕事って、ここはどうなんですか、あんなんですかと相手が言いにくいであろうことをずけずけと聞く、普通の人間の感覚では嫌な部分もある

仕事でもありますが、今日は、逆に聞かれる側の立場になって、やっぱり難しいものだなと思いました。「言っていないのかな」とか内心迷いながら、「どこまで言っていないだろう」ということを考えながらしゃべっていました。でも、取材する側になって取材現場に行くと、そういうことをつい忘れてしまうんですね。それはやっぱりよくないなということを反省もした次第です。本当にこういう機会を設けていただいてありがとうございました。勉強になりました。

千葉：このような機会を設けていただいてありがとうございました。もちろん協力関係を築きたいとは思っていますが、目指しているものは同じなのかもしれませんが、立場が違うということはありません。ただ、完全に「シャットアウト」になってしまうのはよくないと思います。今日でも例えば、会としての東京弁護士会、個々の弁護士さんは、こういうふうに見ていらっしゃるんだと思うこともいろいろありましたし、特に私たちの方から申し上げることもあったと思うので、こういうコミュニケーションを密にしている方がお互いよい方向になっていくのかなとあらためて思いました。本当にこういう場を設けていただいて感謝を申し上げます。また、今後ともぜひよろしくお願いします。

湊：今日は記者の皆さん、本当にありがとうございました。私たちはいつもいろいろな仕事をしていて、こういったことを報道していただきたいとか、あるいはこういったときにどのようにすれば私たちに関心を持っていただけるのかとか、さまざまなことを悩んだりしていましたが、今日、皆様からさまざまな貴重なご意見を伺いまして本当に学ぶところがたくさんありました。本当に心から感謝しています。

（構成：上村 剛）